ゆちょ銀行支店長 郵 便 局 長

霧島市長(公印省略)

ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書

貴行(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、下記のとおり、当市の市民税・ 県民税(特別徴収)の払込取扱店に指定しましたので通知します。

記

(1) 認可または承認番号 福振第3745号

(3)加入者の名称 霧島市

(4) 取りまとめ局 ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター(〒812-8794)

【ゆうちょ銀行(郵便局)の指定について】

特別徴収税額の納入について、九州外(沖縄県を含む)の各ゆうちょ銀行(郵便局)(以下「ゆうちょ銀行」という。)で、従来と異なるゆうちょ銀行、または、新しくゆうちょ銀行を利用される場合は、この「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書」にご利用のゆうちょ銀行名をご記入の上、当初納入される際にそのゆうちょ銀行に提出してください。

※この「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書」を添付されないとゆうちょ銀行が取り扱いできませんので、必ず添付してください。

※次の場合は提出する必要はありません。

- ・九州内(沖縄県を除く)の各ゆうちょ銀行を利用される場合
- ・前年度に指定ゆうちょ銀行を利用されている場合(本年度も同じゆうちょ銀行を引き続き利用できます。)